

# 特定地域づくり事業協同組合制度セミナー

人材の確保・新たな産業の創出・事業の後継者育成・雇用創出

人口減少が進んでいる地域において、「マルチワーク」の仕組みを活用し、地域に安定した雇用環境を生み出し、活力ある地域づくりを担う人材を確保する「特定地域づくり事業協同組合制度」に関するセミナーを開催します。

## 特定地域づくり事業協同組合制度とは

- ①人口急減地域において、
- ②中小企業協同組合法に基づく事業協同組合が、
- ③特定地域づくり事業を行う場合において、
- ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
- ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を届出で実施することを可能とし、
- ⑥組合運営費について財政支援を受けることができます。

【セミナー内容(予定)】

詳しくは裏面をご覧ください

- **特定地域づくり推進事業制度の概要**  
総務省地域力創造グループ地域自立応援課
- **事業協同組合の設立までの流れと支援**  
山形県中小企業団体中央会
- **労働者派遣事業の適正な運用**  
山形労働局 職業安定部 需給調整事業室
- **事例紹介**  
おぐにマルチワーク事業協同組合
- **情報提供**（事業開始までの手続きの流れ等）  
山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課

日時

令和7年 **10月 22日** (水) **13:30~15:30**

(受付: 13:10~)

会場

山形県村山総合支庁 講堂 山形市鉄砲町2-19-68

参加費

無料

対象

制度に関心のある行政職員・山形県内の中小企業  
農林水産業者及び関係団体等

申し込み

締め切り: 令和7年10月15日(水) 山形県電子申請システムにて

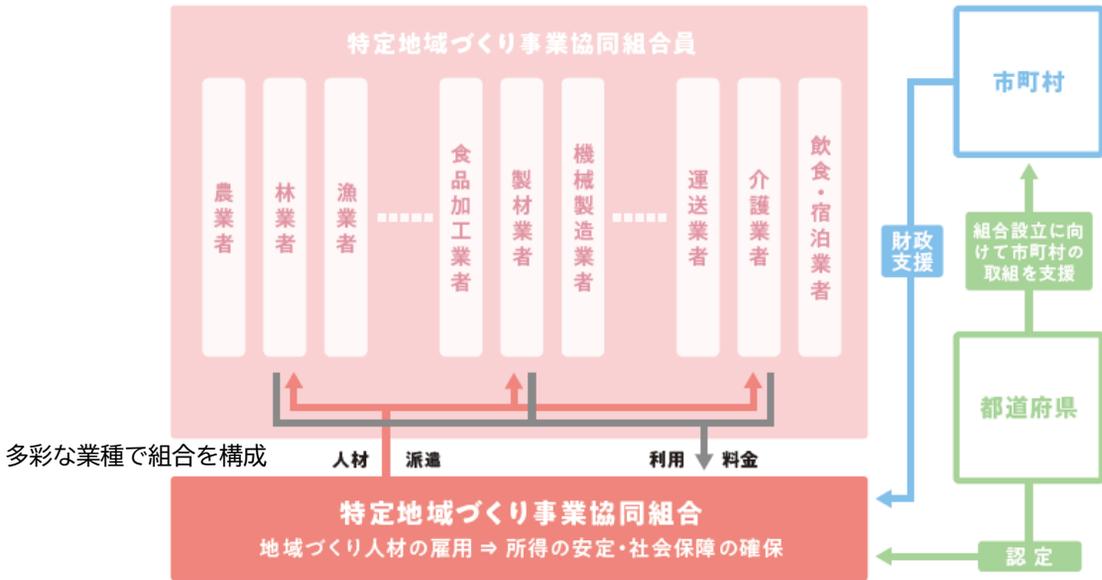
山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課

TEL: (023)630-3118 担当 鹿間

【お申込みはコチラから】



# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要



## 特定地域づくり事業協同組合制度による働き方

特定地域づくり協同組合に雇用される職員(マルチワーカー)は、季節毎、曜日毎、時間毎等、様々なスタイルで組合員事業者等の様々な仕事に従事し、地域の活性化に寄与します。



■「特定地域づくり事業協同組合」は、派遣元事業者として、組合員事業所に対して職員を派遣します。

■組合員は、繁忙期等に確実に人手を確保できます。

■職員(マルチワーカー)は、地域内の様々なしごとを通して、地域での暮らしを体感できます。